

全量を水道事業から受水する貯水槽水道や専用水道、個人住宅については、所有と管理を分離してとらえ、地方公共団体、水道事業者、指定給水装置工事事業者、製造メーカー等の管理に対する関与の在り方を検討することが必要であり、水道事業者による管理のみの統合等の方策も視野に入れて検討を行う。

なお、水道の給水区域内であっても水道に接続しておらず、自家用水道の利用によって深刻な健康被害をもたらした事例がある。給水区域内であっても水道水を利用していない住宅、施設等の水利用者の保護は、未規制の小規模施設という観点からの衛生確保方策の適用を検討するとともに、水道事業者の関与の在り方についても検討を行う。

また、給水管・給水用具の管理は所有者に委ねられているが、その適切な維持管理は、給水の安全度を確保する上で不可欠な要素であり、その徹底を図る。更新が遅れている鉛給水管の布設替えを促進するための仕組みについても検討を進める。

このような状況を整理し、すべての国民が十分に水質管理がなされた水の供給を受けることができるよう、安全な水の供給体制等に関する計画の策定についても検討を行う。

イ. 水質管理の徹底、連携の強化及び情報公開の推進

有害化学物質や病原生物による水道水源の汚染や長期化する有機汚濁への対応は、水道事業者のみでは困難であるが、国民の飲料水の安全・安心を預かる水道事業者は、原水水質に対応した水源監視等、浄水施設の計画的な整備及び維持管理、さらには送水や配水過程での適切な管理等により、水源に由来する水道水質の悪化にも責任をもって対処する必要がある。このため、今後とも、有害化学物質や病原生物による汚染などの水質対策に万全を期すとともに、原水から給水までの各工程において汚染リスクに応じ適正に管理を実施する計画を策定し、さらなる水質管理水準の向上を目指した統合的な水質管理を推進していくための検討を行う。

一方で、飲料水の水源の水質が良好であることが何よりも増して重要であることに鑑み、地域の事情が許す場合には、取水地点の再編、河川水から伏流水への転換等により、良好な水質が安定的に確保できる水源を求める努力を傾注すべきである。また、生活排水による河川の汚濁や化学物質による河川・地下水の汚染、湖沼の富栄養化など、水道水源の水質悪化が問題となっているが、全国的には必ずしも十分な改善がみられていないことから、環境行政、河川行政、下水道行政、農林水産行政等との連携による対策を一層強化する。

また、水道原水についても水質管理技術に対応して要求される水質基準を設定することで、流域関係者の連携を強化することについても検討を行う。

これらの施策を推進し、水道水に対する国民の安心を得るため、施設の設置者、利用者等関係者との十分な対話が重要であり、WHOが提案している水安全計画を利用する等、水質管理に関する情報公開を推進する。

さらに、維持管理水準の向上や、災害、テロ等の非常時における緊急対応も含めた適切な維持管理、需要者への正確な情報の適時的確な提供等を実施するためには、